

東洋の思想と宗教 第四十一號 令和六年（二〇二四）三月 抜刷

十八世紀日本の「正名」——朱子學者を中心に——

清水則夫

十八世紀日本の「正名」——朱子學者を中心に

清水則夫

1、はじめに

十八世紀の日本で「正名」が大きなテーマとなったことはよく知られている。「正名」以外にも「名分」や「稱謂」も重要なキーワードだったため、論題のように「正名」の一語を以ってこれらを代表させることには抵抗もあるが、ともかく先行研究⁽¹⁾が着目したように、一連の議論が存在したことは事實であった。本稿ではひとまずこれらを「正名」と概括したうえで、「名分」や「稱謂」についても検討したい。

「正名」が『論語』に由来することは周知の通りである⁽²⁾。孔子は、もしも衛の政治を任されたなら、名を正すことが先決だと述べた。この章の解釋で、古注と新注に大きな相違は

見られないが、しかし敢えて言えば、古注は禮樂の説明に言葉をやすのに對し、新注では名と實の對應に重點があるように見える。當然ながらこの一節は、その後の議論に強い影響を残した。

近世日本に目を轉じれば、主として十八世紀半ば以降、「正名」をタイトルを含む、乃至關連する問題を扱う資料が多く出現した⁽³⁾。先行研究はこの歴史的事實に着目したもので、これらの研究は對象や問題意識に多數の共通點を持つ一方、相違點もかなり多く、たとえば「正名」とは何かといった基本的な事柄はもとより、關連問題の範圍をどの程度に設定するかといった點にも、一致した見解が提示されているわけではない⁽⁴⁾。

ところで先行研究は、これらの議論が後期水戸學や近代以降の日本の國家主義に連續するとみる傾向がある。「名分」と歴史敘述とが大きなテーマであったこと、また藤田幽谷に「正名論」の著があつたことなどを思えば、こうした見方にも十分な理由があると認められるが、しかし問題もある。たとえば後世に對する影響に注目が集まる一方で、翻つて前代との關係については、徂徠學派批判を契機とすることが指摘される程度にとどまり、踏み込んだ検討がなされていると言ひ難い。「正名」での徂徠學派の扱ひは、従前の徂徠學派批判と比較してどんな特徴を有するか、等はなお不明なままである。

もとより「正名」とは、ある儒者なり思想家の個人名に歸するものではなく、時代の風潮に近いものであるから、何らかの規定を案出してもそれは傾向を示す程度にとどまり、嚴密な定義を下すことは困難であるといへ、當該期以降「正名」が徐々に注目を集めるようになったという事實を、前後の時期も視野に入れたうえで、思想的にどのよう位置づけるのかは大きな課題といつてよい。

本稿の目的もここにある。すなわち先行する議論との關係を踏まえつつ「正名」に一定の規定を提示し、より嚴密な思

想史的な位置づけを與えたい。そのために、本稿では特に朱子學者に注目する。

朱子學者を主軸に据えることにはいくつかの利點がある。第一に、先行する朱子學者の思想や徂徠學派批判と比較すること、「正名」がどのような點で新しいかを明確にできる。「正名」の擔い手にも數多の朱子學者が含まれ、後述するように彼らは先行する朱子學者をしばしば批判するから、その點でも恰好の比較對象と言える。第二に、先行する朱子學者の思索の系譜上に「正名」を位置づけることが可能となる。先行する朱子學者と「正名」には明白な違いがあるが、そこには前代の發展的繼承と見られる面があり、思想的敘述が可能である。これらの視角から得られる知見は必ずや有益であらう。

本稿の問題意識は以上である。以下、具體的な検討に移りたい。

結論を先取りして言えば、「正名」とは、「十八世紀半ば以降の日本において、徂徠學派への反發を前提に、政治的／道德的に正しい措字を主題とする議論」と捉えることを提唱したい。その特徴は、措字に着目して「名」を「正」することが目指された點にある。「正名」は措字を重點に据えたことで、

従前から存した學派間對立構圖を刷新した。こうした「正名」は、種々の點で十八世紀前半の儒者たちの課題を克服するものと位置づけられており、思想の發展的繼承を見て取ることができる。

2、「正名」の新しさ

まず「正名」が如何なる點で新しいかを明らかにしたい。「正名」が徂徠學派批判と深い關わりを持つことは既に明らかになっている。特に問題となつたのは、漢詩文において日本の事物を表現する際の措字であつた。これは先行する徂徠批判とは異なるもので、その違いをもたらししたものこそ文字、すなわち「名」への着目であつた。

先に、「正名」を「十八世紀半ば以降の日本において、徂徠學派への反發を前提に、道德的／政治的に正しい措字を主題とする議論」と捉えたいと述べた。この立場からすると、「正名」が初めて世に問われた資料は、管見の範圍では留守希齋（一七〇五―一七六五）の『稱呼辨正』（寶曆七年〔一七五七〕刊）と思われる。以下、同書を中心に他の資料をも參照しつつ、「正名」がどのような點で新しいのかを検討する。

まず徂徠學派批判の實例を確認したい。希齋は江戸と京都

を「東都」「西都」と表現する儒者は、徳川家が實踐している「君臣名分の義」を亂すものと述べて、太宰春臺を斷罪する。これは「正名」における徂徠學派批判の典型で、批判はあくまで措字に向けられる。

近世文人、江戸を指して東都と稱し或いは江都と稱す。

又た 平安城を指して西都と稱し或いは西京と稱す。西は是れ東に對するの詞、天下を兩分する者の如し、甚だ謂はれ無き也。恭しく惟みれば、霸府世よ 王室を尊ぶこと至れり、嗣立の際毎に、必ず將軍 宣下を俟ちて而る後位定まる。君臣名分の義、確乎として抜く可からざる、夫れ是くの如し。然るに儒者反りて之を亂す、豈に怪しからず哉。甚しき者は、太宰純が如き、天子を稱し山城天皇と曰ひ、敕使を聘使と曰ふ【記に云はく、諸侯大夫をして諸侯に違問はしむるを聘と曰ふ、と】其の意蓋し漢代諸侯王に比ぶる耶。悖逆の賊、其の罪死を容れざること必せり。

希齋の『稱呼辨正』が徂徠學派批判を一つの目的としていたことは、希齋の自序や梁田蛻巖（一六七二―一七五七）の序

文から明白である。しかし同書は一貫して稱呼を主題に議論を展開して措字を問題にしている點が新しい。實際、朱子學者なら確實に反發するはずの徂徠による朱子學批判（道は天地自然の道ではない、氣質は變化しない等）は、『稱呼辨正』を通讀しても一切言及されない。換言すれば、希齋の立場は、舊來の朱子學對徂徠學という學派間の對立構圖の單純な繼承とみることはできない。

『稱呼辨正』が舊來の學派間對立と區別されることは、他の點からも論證できる。同書が引用する三つの資料、淺見綱齋（一六五〇～一七一七）「稱呼辨」、鈴木貞齋（一六七五～一七四〇）「辨伊藤維楨號仁齋」⁹⁾、伊藤東涯（一六七〇～一七三六）「刊謬正俗」に注目しよう。

まず淺見綱齋「稱呼辨」についてである。希齋はこれを『稱呼辨正』の冒頭で引用している。¹⁰⁾ 綱齋がこれを書いた時期は不明だが、生没年から考えて十七世紀末から十八世紀初頭の間となる。その内容はやはり、漢詩文において日本の事物を中國風に表現することに對し、「非名分之正」、「亂名實」や「犯名教之罪」などと批判するもので、その限りでは「正名」の議論を先取りするものとの評があるのも頷ける。

ところで「稱呼辨」と類似の言が綱齋の『筭錄』に見え

る。ここでも綱齋は稱呼の亂れを指摘し名分の重要性を強調するが、興味深いのは『筭錄』では伊藤仁齋が直接の批判對象となっている點である。

頃日誰トナク儒者ノ書簡等ニ、東武ノコトヲ東都ト書ク者アルコソ名分第一ノ誤、三綱五常ノ旨ヲ失ヒ、其上御當家ヘ對シテ天子ヲ崇マヘ奉リ玉フ旨ニモ背ケル罪人ト云フベシ。……文字ノコトニテ歷々ノ忠臣義士骨ヲ碎キ身ニ易ヘテ爭ヒタルコト……能々考フベシ。……免ニモ角ニモ、三綱五常ノ學ト云フコト暗クナリ、只孝弟忠信（ト云フ恍惚ケタル心學者、仁齋ガ流ヒ、圭角ヲ剗シ義理ノ筋目ナシニ殊勝ニ云ヘバ（後略）¹¹⁾

綱齋の場合、「稱呼辨」も『筭錄』も措字に着目しつつ「名分」を主張するが、徂徠を意識していた形跡は見當たらず、『筭錄』ではむしろ仁齋が名指しで批判されていた。希齋はこの同門の大先輩の言を、自身の徂徠批判に轉用したことになる。同じ趣旨の論から、異なる主張が導かれているのである。

同様の事態が、鈴木貞齋「辨伊藤維楨號仁齋」の引用にも

見られる。これは享保五年（一七二〇）成立で、貞齋は「仁」字が天皇の諱に長く使われていることを論據に、仁齋が「名分之大義」に反すると主張した。希齋は貞齋の論を全文引用するが、それは仁齋を批判するためではなく、貞齋が論證過程で諱に觸れている點を重視したからである。貞齋の引用が『稱呼辨正』の「存名神諱第八」と題する節に置かれていることが、希齋の意圖を證明している。先行する仁齋批判は、希齋によつて換骨奪胎されたことになるし、それを可能にしたものは「正名」であつた。

同じことが『刊謬正俗』にも言える。同書は元祿三年（一六九〇）、東涯二十一歳の著だが、出版は寛延戊辰（元年、一七四八）であつた。東涯は同書で稱呼や名物に關する世俗の誤りを考證的に是正する。つまりは文字の正しい用法を明らかにするために著された本で、成書の時期から言つても徂徠への意識はない。希齋は『刊謬正俗』に好意的で、同書をたびたび肯定的に引用し、しかも「論議明正」で「名分の大體」を知ると評價してもいる。

友信謂へらく、伊藤氏著す所の刊謬正俗、論議明正、名分の大體を知る者に非ざれば、此の義を據發する能は

ず。但し西土を指し中華と稱し中國と稱するは誤也。
……明の朱舜水吾が國に來往し、故國を指して唐山と稱し中華と稱せず、禮を知ると謂ふ可き也。然るに倭儒反りて名分を亂す、怪しむ可きの甚だし。⁽¹⁵⁾

綱齋と貞齋の仁齋批判は既に見たとおりで、希齋も崎門の儒者である以上、伊藤家の學を許容するはずはないが、しかし『刊謬正俗』には好意的で、稱贊さえしている。上引の資料は東涯を批判しているが、それは「中華」「中國」という措字に向けられており、『稱呼辨正』という著作の論理は少しも破綻していない點を見逃してはならない。

「正名」が舊來の學派間對立構圖を刷新した、とはこのようなことで、希齋は措字という基準をもとに、他學派にも是々非々の態度で臨んだのである。徂徠と仁齋の雙方に批判的な朱子學者は多數いたから、希齋も舊來の學派間對立の枠組みに基づいて、徂徠と仁齋とを並べて朱子學の敵として批判することもできたはずだが、しかし希齋は「正名」という視座から措字に注目したことで議論の枠組みが一新され、それに伴い他學派への評價も變化したのである。ここに「正名」の新しさを認めることができる。

ところで希齋は東涯を批判するにあたり「倭儒」が「名分」を亂すと言っていた。儒者こそが名分の罪人とする見解は「正名」においてしばしば繰り返されるもので、上に引いた希齋の太宰春臺批判にも「儒者反亂之」とあったし、また梁田蛻巖による『稱呼辨正』序文にも「禮義は賢者自り出づ、而るに賢者之れを亂せば則ち介冑の士、薄帳の吏は、將た奚を以て矩と爲さん乎⁽¹⁷⁾」との言が見える。

中井竹山に至ってはさらに歩を進め、間違っているのは「學者」であり、「世間」の「稱呼」はむしろ正しいとする。世間で「將軍」や「公方」と稱することはあっても、「禁裏」と呼ぶものはいないのに、徂徠が將軍の廟號を年號に冠するのは「僭亂」も甚だしいという。

物氏ノ文ニ、憲廟貞享元年ナドアリ。廟號ヲ以テ年號ニ冠スルハ、尤モ僭亂ノ甚シキモノナリ。是ラノ大節目ハ、世間ノ稱呼甚ダ正シク、上下一統ニ公方様將軍様トノミ稱シテ、室町氏ヨリ以來數百年ニ及ベドモ、終ニ一人モ將軍家ヲ稱シテ禁裏様ト云モノナシ。ソレホド名正シクシテ言順ナルヲ、學者ヨリ紊亂スルハイカナルコトニヤ。解シ得ズ。物氏存生ノ日、モシ人アリ問テ、將

軍家モシ子ヲ待テ政ヲ爲バ何ヲ先ンゼントスルト云タラバ、物氏對ヘテ必ス名ヲ亂サンカト云ベキカ。イブカシキコトナリ。⁽¹⁸⁾

これはつまり、「正名」が徂徠學派批判を重要な契機としてゐるものの、實際にはあらゆる日本の儒者が批判對象になりうることを示す。徂徠學派批判は「正名」成立の契機ではあっても、常にその目的となっていたわけではない。

舊來の學派間對立を刷新した「正名」は、それ自身の出自である徂徠學派批判すら無効化する可能性を秘めていた。たとえば天明八年（一七八八）の序文を持つ菱川秦嶺（二七四八—一八〇三）の『正名緒言』である。⁽¹⁹⁾ 秦嶺も徂徠學派を批判していることは同書に『稱呼辨正』を引く一節⁽²⁰⁾から明らかであるが、しかし秦嶺は同書で考證の參考に『護園談餘』と『南留別志』を、とくに後者を多く引用している。つまり秦嶺にも、「正名」に基づく是々非々の態度が認められるのであり、希齋と同様、單純な學派間對立に立脚していないと見なければならぬ。徂徠學派批判が残存する以上、黨派的發想が皆無とまでは言えないが、しかしそれを克服する契機もまた「正名」の中に含まれていたのである。

以上、「正名」の持つ新しさについて検討した。

これが徂徠學派批判を契機として成立したことは事實であるが、しかし「正名」はより以上に措字を問題としていた。

そのため、そこで展開される議論は舊來の學派間の對立構圖に收まらない廣がりを持つ。他學派のみならず徂徠學派への批評も、全てが措字という觀點から行われるため、時にその批評は學派間の對立構圖を超えるものとなるし、それは徂徠學派が相手である場合すら例外ではなかつたのである。

では次に節を改め、「正名」が追求した「道德的／政治的正しさ」とは何かを、「名分」を通じて検討したい。

3、「名分」

批判されるのは思想内容ではなく措字であるとして、次に検討されるべきは、そこで問われた道德的／政治的正しさとは何か、ということである。ここで鍵になるのが、既に見た「名分」である。

「名分」の「名」はしばしば「正名」の「名」と同一とされ、それぞれの「名」とそれに應じた「分」とを「正」すことが求められた。たとえば前節で引いた『稱呼辨正』では、「東都」「西都」の併稱はあたかも二つの政權が對等に並立す

るかのごとき印象を與え、「君臣名分の義」を損ねるとされていた。希齋は、江戸の將軍は京都朝廷を奉戴することを行動で示しているとしたうえで、このように實踐されている「君臣名分の義」にとつて、東西併稱はふさわしい措字ではないと批判したのである。

この點について、希齋はより詳しく説明している。

蓋し稱呼其の實を失へば、名分其の倫を紊る。先聖既に不觚の歎有り、其の關係する所、豈に少なからん哉。然りと雖も今世因襲の訛、猝かに變ず可からざれば、學者は當に其の改む可き者を改むべき也。其の猝かに改む可からざる者に於いては、則ち姑く曲從し、以て佗日を待ちて可也。文人華藻の末に従事し、其の本實を忘れ、猥りに其の當に改む可からざる者を改め、強いて異方の制に擬するは、亦た何の心ぞ哉。⁽²⁾

希齋の問題意識はここに集約されているといつてよい。なお引用中の「不觚」は『論語』雍也による。

稱呼（＝「名」と「實」との對應關係の亂れは「名分」秩序の亂れとしてその重大性を確認したうえで、現行の稱呼は

「因襲の訛」のために必ずしも理想的な状態にあるわけではなく、そのため改善すべき點を改善し、改善が困難な點は後日を待つべきだが、「文人」は改めてはいけないものを改め、無理やり「異方の制」になぞらえていると批判する。

希齋はここで抑制した表現しかしていないが、これは當時の讀者に徂徠學派を連想させた。事實、梁田蛻巖の序文では、はっきりと徂徠等の人名を挙げつつ、彼らが二字姓を一字に縮約することと、國內の地名を中國風に言い換えることは、「蔑祖先、紊輿志」という「罪」を犯していると述べる。⁽²⁾

希齋や蛻巖は、「名」と「分」とによって構成される儒教的秩序觀を當時の日本社會にも想定したうえで、「名」の亂れは秩序の破壊であると批判する。そこでは措字という行爲に社會秩序との關係が前提されたうえで、その秩序と親和的な措字が正しいとされた。ここで言う社會とは無論近世日本社會であるから、そこに生きることを前提に、社會秩序にとって有益否か、という形で道徳的／政治的正しさが決定される。

このこともあって、希齋らの批判は日本中心主義的な響きを帯びることになる。だが、日本本位の思考は、闇齋學派の

ように學派内で過去の蓄積がある場合を除けば、少なくともこの時點では、副次的なものに過ぎないとみるべきであろう。この點については次節で述べる。

では「名分」が論じられる際に想定する社會秩序とはいかなるものか。「正名」で朝幕關係が大きなテーマになったことは諸家の指摘する通りで、これは彼らの考える社會秩序を理解する格好の素材となる。

「正名」における朝幕關係論は、基本的に兩者を協調關係として把握することが多く、大政委任論とも近い。つまり、實質的には當時の社會體制を肯定する傾向が強かった。

そもそも、朱子學者であると同時に、養父の遊佐木齋（一六五九―一七三四）に學んだ垂加神道家でもあり、加えて出奔後は武家に仕官した形跡のない留守希齋でさえ、幕府に對しては肯定的で「霸府世尊 王室至矣」と述べていたことは既に見た。この時期の朱子學者には武家に仕える者も少なくないから、武家を否定する可能性はさらに低下する。幕府儒官だった尾藤二洲（一七四五―一八一四）は「府朝恭事 皇室」といった言を多く残している。仕官こそしなかったものの、松平定信との交流が知られる中井竹山（一七三〇―一八〇四）も、幕府の朝廷に對する「恭順」を繰り返して贊美しており、

『草茅危言』に「關東賢治委任」⁽²⁾の語があることもよく知られる通りで、基本的な枠組みは希齋から變わっていない。

思想史的には、この點にも「正名」の新しさを認めてよい。というのも、彼らはこうした朝幕協調論を、徂徠のみならず十八世紀前半の言論においてしばしば見られた、朝幕關係を一元化する可能性を秘めた見解に對する批判と位置づけていたからである。したがって、「正名」の協調論はしばしば先行する儒者に對する批判を伴うし、その批判は學派間對立のみでは説明できない。

たとえば中井竹山は「處臚眞」という表現で、京都と江戸雙方の儒者の偏りを指摘、兩方から距離を取ろうとする。

世俗ニ處臚眞ト云モノアリテ……物氏ノ怪僻ノ見ハ云ニ足ズ。鳩巢ノ文字モ必竟ハ江戸臚眞ヨリ出テ、王室ヲ目上ノ瘤トスルナリ。山崎家ノ神道ヲ雜ユルハ京臚眞ニテ、武家ヲ尾大ノ勢トスルナリ、笑フベキコトナリ。……總ジテ學者ノ公平正大ノ議論ヲ立ルニ、臚眞偏頗ノ沙汰ニ及ブコトハアルマジキコトナリ。ソノ上、凡ソ我邦ニアル人、誰カ千載一王ノ澤ヲ仰ガザラン。凡ソ今ノ世ニアル人、誰カ御當家奕世ノ隆治ヲ戴カザラン。モト

臚眞ヲソノ間ニイルベキニ非ズ。⁽³⁾

竹山は、室鳩巢（二六五八—一七三四）は「江戸臚眞」から「王室ヲ目上ノ瘤」とし、「山崎家」（＝闇齋學派）は「京臚眞」から「武家ヲ尾大ノ勢トスル」が、どちらも「笑フベキ」ことだ、學者が目指すべきは「公平正大ノ議論」であり、しかも「千載一王ノ澤」と「御當家奕世ノ隆治」は日本中にその恩恵が及んでいる以上、臚眞はなおさら不當である、と述べる。竹山は前代の朱子學者を名指しで批判し、徂徠はむしろ「云ニ足ズ」と濟まされるが、これは徂徠を輕視したのではなく、改めて述べる必要すらないという意味であろう。

類似の例として、菱川秦嶺『正名緒言』凡例第三條では「竊に近世作家を闡ふに、其の實に据りて之に名を與ふる者は、多く僭踰に失し、其の名に執して之を實に遺す者は、多く拘泥に失す、皆な一偏を免れず。余の中間に就き正路を求むる所以也」⁽⁴⁾とある。「据實而與之名」とは、徳川家が政治權力をほぼ完全に行使しているという「實」を根據に、それにふさわしい新しい「名」（王號など）を與えようとする者を指し、「執名而遺之實」とはその逆に、天皇が「名」として

は將軍に優越する點だけを取り上げ、政治的權力をほぼ持たないという「實」を度外視する者を指す。前者は「僧踰」、後者は「拘泥」で、どちらも「一偏」を免れていないと秦嶺は言う。恐らく、前者は新井白石（一六五七～一七二五）や太宰春臺（一六八〇～一七四七）を、後者は寶曆事件（一七五八年）を起こした垂加神道を想定しているのであるが、竹山の發想に近いことは明白である。

秦嶺や竹山にとって、京都であれ江戸であれ、いずれかに肩入れする考えは、偏った見解として否定され、むしろ朝幕關係を兩者の協調と捉えることこそ「正路」であり「公平」だと主張される。事實として兩者が併存している状況にあったことを勘案すれば、いずれかに一元化することは大規模な變革に他ならない。「正名」における政治的正しさでは、現状が追認されており、その意味で穩健かつ保守的といえる。しかしこの穩健な見解も、思想史的には十八世紀前半の儒者たちの見解を是正するものとして出現しており、またその批判對象に朱子學者も含まれていたことを見れば、彼らが單純な徂徠批判者にとどまらないことも明らかである。

ところで、「名分」を論じることには、ある種の窮屈さがつきまとった。論者自身もまた「名分」から逃れられないか

らであり、政治的地位を持たない者が「名分」を論じること自體が自己の「分」を辨えない行爲だ、といった言は極めて多い。「正名」における「名分」は措字の問題だったから、別の人物が書いた漢文を批評する場合に加え、自身が漢文を書く場合にも拘束力を發揮することになるが、これが「正名」に思わぬ形で自由を與えることになる。たとえば中井竹山は、文字の選擇の當否こそが「名分」だと述べており、「名分」は「文」と不可分の問題とされた。

華域トチガヒ、世ノ稱スル所、大方ハスグニ漢文ニ用ガタシ。漢文ニ施セバ文字ヲ撰定セザルヲ得ズ。……近儒撰スル文字ニ當ヲ得アリ、當ヲ失フアリ。僕ノ名分ヲ論ズルハ、カツテ國家ヲ議スルニアラズ。近儒ノ當否ヲ論スルナリ。諸儒ノ當否ヲ議スルハ、自ラ筆ヲ執トキニ、否ヲサリ當ヲ得ンタメナリ。²⁷

これは中井竹山が、澁井太室（一七二〇～一七八八）の措字に徂徠のごとき缺陷があるのではないかと太室に質問し、返信で太室は竹山に「正名分、非匹夫之事。在今日、得近爲貴、以教僕可也」と反論し、これを受けた竹山の再反論である。

婉曲な表現ながら、太室は竹山が名分を論じる不遜を責めるのに對し、竹山は自身が名分を論じるのは「自ラ筆ヲ執トキニ、否ヲサリ當ヲ得ンタメ」だという。名分を論じる者は、論者自身もその拘束下に置かれるのが常で、太室はこの點を非難しているが、しかし竹山は「名分」を作文の問題とすることでそれを回避する。これもまた「正名」の特徴によるものであらう。問題の中心に措字という「文」があればこそ、實質的には政治體制をめぐる「名分」を論じていながら、「文」を論じているに過ぎないと逃げるのが可能になり、これによつて道德と政治とに關する幅廣い議論も可能となったのである。⁽²⁸⁾

以上、「名分」について検討した。

前節でみた、措字に最大の注意が向けられ、そのため徂徠學派批判を含みつつも學派間對立圖式に収まりきらない發想が現れる、という「正名」の特徴は「名分」の議論にも貫徹していた。彼らは彼らの眼前にある社會秩序の維持に奉仕するという方向性のもと、朝暮關係論では兩者の協調を説く傾向があったが、これも思想的には先行する議論に對する批判であつた。さらに、從來なら「名分」を論じることは論者自身にもその遵守が要求され、發言を封じられることも少な

くなかつたが、「正名」においては措字が問題であるために「名分」もまた「文」の問題とされ、これによつてそうした壓力を回避しながら政治體制を論じることが可能になったのであり、この見方が正しいならば、「名分」は「文」によつて解放された側面もあつたと言えるだらう。

この點が、次節で扱う「稱謂」の議論にも關連してくることになる。

4、「稱謂」

「稱謂」の検討に先立ち、前節で觸れた「正名」における日本本位の思考に立ち返っておきたい。先にその思考は副次的だつたと述べた。私見では、「正名」にとつてより重要なことは、別の點にある。

それは即ち、「名分」の主張が、當時の社會の一員という立場から措字を決定すべきとした點である。徂徠學派の古文辭という方法論は、古い漢語語彙を自身の作文に徹底して應用することを主張し、かつ實踐していた。それに對し、「正名」の議論では一轉して、彼らにとつての「今」と「ここ」という立場から、道德的／政治的に正しい文字を選ぶべきと主張したのであり、その意味では文學史における性靈派の主

張と通じるものがある。⁽²⁰⁾

たとえば、反古文辭の主張で知られる市川寛齋は次のように述べたという。

士農工商、各々身分有り、品格有り。臣にして君を爲し、農にして士を爲す、之を分を知らずと謂ふ。故に應制試帖は吾爲さざる所、何となれば則ち身江湖に在れば也。從軍塞下は吾作らざる所、何となれば則ち時昇平に際すれば也。夫れ教は修身自り始めて之を天下に充つ。詩を學ぶも亦爾り。其の身分の中を言て能くせざる所無くして、然る後に應制從軍も遇する所に従ひて、皆吾が身分の外を出でず。故に詩を學ぶは一に之を目前に求めて、必ずしも之を遠きに求めず。⁽²¹⁾

古文辭派の好んだ唐詩風の題材が、寛齋自身の「身」や「時」にそぐわない、「分を知ら」ないものだという理由で退けられている點は興味深いもので、こうした思考が同時代の大きな流れであった可能性を示唆している。このことを踏まえれば、十八世紀後半の日本社會において、知識人や文人の目は、時間的にも空間的にも遠く隔てられた古代中國より

も、むしろ自分たち自身とその周圍に向けられるようになったのであり、その結果、日本中心主義に接近したと解釋すべきであろう。

だから彼らは、徂徠學派の文人のように眼前の光景を中國の何らかの詩的場面に見立てることをやめ、「いま」と「ここ」の實情を表すうえでより適切な、すなわち「名分」の觀點から正しい表現を模索することになる。そこで浮上してくるのが「稱謂」である。

この問題においては、日本の歴史敘述などを舞臺に、徂徠學派を否定しつつ、より妥當な漢語表現を模索する動きが活発化する。その場合、その語彙の中國での用法と、日本での關連事實やその沿革などをふまえたうえで、どの漢語を採用すべきかが論じられたことは既に多くの研究が明らかにした通りである。

ただし、「稱謂」の問題は十八世紀末ごろから解消に向かったことも指摘されており、具體的には頼山陽『日本外史』で完全に解消されたとする見解が散見され、中井竹山『逸史』の晝期性も明らかになっている。⁽²²⁾この點は「稱謂」の問題を裏面から照射するものとして有益であるから、竹山や山陽を通じて「稱謂」を検討していきたい。

竹山が自著『逸史』について菱川秦嶺と議論した内容は『逸史問答』として傳わるが、ここではまず竹山が想定する『逸史』の讀者が日本人のみであることが注目される。菱川秦嶺は竹山との議論が混亂を深める中で意見の相違を整理しようと試みるなかで、注目すべきことを述べている。

畢竟高意ハ始終國人ニ示ス心ニテ論ゼラル、余ハ始終漢人ニヨマシムル心ニテ論ズレバ、全體ノ趣意ニ行違ヒアリ。⁽³²⁾

秦嶺は、二人の議論は「國人ニ示ス心」の竹山と、「漢人ニヨマシムル心」の秦嶺という相違のために食い違ったという。實際、秦嶺がたとえば「國主」や「將軍」という語の用法に懸念を示すのは、それらが日本固有の意味で使用されており、そうした背景を知らない者が漢籍での用法のみを念頭に讀んだ場合、『逸史』の内容が誤解される危険性があると考えたからである。しかし竹山はこうした懸念に對し、誤解は起こりえないと一蹴するのが通例だった。⁽³³⁾つまり、「稱謂」は當時または過去の日本の事象を、儒者にとつての「いま」と「ここ」を所與としたうえでどのように記述すべきかを問

題としたが、その際に當然ながら漢籍での用法が意識されており、その限りで書き手の側には強い對中國意識が伴っていたが、竹山『逸史』は敢えてそうした配慮を放棄して日本独自の文脈で漢語語彙を使用しており、想定される讀者は日本に限られていた。⁽³⁴⁾山陽も「外史題言」で「不復私撰稱謂」⁽³⁵⁾と斷言し、「稱謂」に深入りすることを避けている。

これは「稱謂」が一面では國外を強く意識していたことを示す。漢文を東アジアにおける共通言語だと認識していた、といつてもよい。表面上は共通する語彙にも、意味内容では日本の内外で相違があり、そのため日本の何らかの事象を漢語で表記しようとして譯語を探せば、細部における違いに氣づかされることになる。こうした内外のズレこそが「稱謂」論を成立させていたのであり、そのため日本の「今」と「ここ」を表現しようとした「稱謂」論には、裏面に言語レベルでの非日本に對する意識が付隨していた。しかし日本での俗稱を漢文で積極的に採用した竹山『逸史』や山陽『日本外史』には、もはやそうした日本の外部への意識がなく、内外のズレも當然ない。こうした居直りの解決の延長に「漢文表現の日本化」を讀み取る見解があるのもよく理解できる話である。⁽³⁶⁾

しかし「稱謂」は留守希齋の頃から既に問題になっていたにも関わらず、竹山『逸史』が幕府に献納されたのは寛政十一年（一七九九）³⁷で、半世紀ほどの時間を要している。これは逆に言えば、「正名」において、俗稱を漢文に採用することには大きな抵抗があったということでもある。彼らは概して、徂徠學派の言い換えを「名分」の観点から批判しながら、しかし日本の表記を直接使用することを「俗」とみなす例が多く、後者の面では明らかに徂徠學派を繼承していた。

「名分」が徂徠學との差別化を果たすとはいえ、反徂徠を基調とする彼らもまた、部分的には徂徠の影響下にあったことはよく知られる。³⁸十八世紀も後半になると、徂徠批判者であっても、學問上の經歷を見ると、一度は徂徠を経由している例は少なくない。

那波魯堂（一七二七―一七八九）の『學問源流』（寛政六年（一七九四）刊）は、日本の漢詩文の水準が上昇したのは徂徠の功績だという。

漢魏以上ノ古書、日ヲ逐テ板行シ、詩文ノ章句語字、和氣和習ヲ避クベキニ心ヲ用ヒ、詩文ノ法一變シテ、俗氣少ナク和訓ニ迷ハズ、目ト心ト相謀ルト云コトヲ、舉世

十八世紀日本の「正名」（清水）

ノ學者ノ知りタルハ、徂徠ノ功誣ユベカラズ。⁴⁰

魯堂自身が徂徠學から朱子學に轉向した經歷を持つから、徂徠の正負両面に目が向いたのであろう。他にも、十八世紀後半の朱子學者には、若年時に他學派を學んだ經驗を持つ者が多数いた。頼春水と尾藤二洲は徂徠學を學んでいる。懷徳堂では五井蘭洲以後は基本的に朱子學に據ったが、蘭洲も竹山も徂徠を讀み込んだことは、彼らの資料の隨所に現れている。これは十八世紀の前半と比較して顯著な相違點の一つで、十八世紀後半の朱子學者は概して以前より「文」に積極的な意味を認めており、従前の朱子學者の「文」に批判的な言を多く見出すことができる。

十八世紀前半について、筆者は以前、當該期に徂徠の衝擊を受けた朱子學者たちの間では、「文」と「道德」とが分裂したと論じた。⁴¹徂徠以後の朱子學者にとつての課題は、朱子學を擁護することと、それを徂徠と同等かそれ以上の「文」で表現し、根據づけることだった。だが十八世紀前半では、二つのうち後者は實行が困難なため、「道德」を過度に強調し「文」を輕視した擁護論になりがちだった。しかし同世紀後半に入ると、徂徠に觸發されて「文」の力を磨き、さらに

そこに「道德」を加味した朱子學者が、徂徠は無論のこと、前半の朱子學者をも批判するようになる。

尾藤二洲は頼春水（一七四六―一八一六）や古賀精里（一七五〇―一八一七）も参加した「作文會」⁽⁴⁵⁾の目的を、以下のよう述べている。

抑そも世の正學を言ふ者、文字の類皆な一途より出づ。之を讀むも啓發する所無く、徒に人をして睡を思はしむ。今且に斯の陋習を一洗し、直ちに其の見る所を陳べ、以て其の蓄ふる所を發し、文成り論立たしめんとす。或いは辭義未だ安からざる者有れば、則ち互に相ひ詰難し、以て我が馳驅を失はず、必ず道義の正に歸して而る後ち止まん。⁽⁴⁶⁾

「正學」を傳えるとしても、「文字」が「一途」では聞く者の興味を引き付けられない、傳えるためにこそ「文」を磨かねばならないというのである。無論それは美辭麗句を弄ぶこととは區別されており、二洲が引用文に先立ち玩物喪志を戒めているのも、「道義の正」という目的を忘れないためであった。中井竹山も、懷德堂の堂聯にあった「經術心之準繩

文章道之羽翼」という二句を解説する中で、「羽翼」について「輔翼ノ義ニハ非ズ、ヤハリ鳥翼ノ翼ニテ、飛シムルノ具ニ喩フルナリ」という。⁽⁴⁷⁾彼は「文章」が「經術」を助けるだけにとどまらず、それを傳達するうえで不可欠だと強調したのである。その竹山が「山崎ノ諸儒ハ、程子ヲ誤リ會シテ文章ヲ學者ノ大禁トスルコト、甚ダ僻コトナリ。……實行ヲ主トシテ文業ヲ修ムルハ、學者ノ當然ノコトナリ。豈禁ズベケンヤ」⁽⁴⁸⁾と闇齋學派を批判しているのも當然であらう。二洲や竹山のこうした言と、たとえば三宅尙齋（一六六二―一七四二）の「程朱は博學文章、歐蘇に及ばざるも、而れども道の明、徳の貴、天下之と抗する者有る無し。道德は博學文章に系らず」⁽⁴⁹⁾という言とを比較すれば、兩者の違いの大きさが、即ち十八世紀の前半と後半との相違は容易に了解されるだろう。

以上、「正名」における「稱謂」について検討した。

古文辭が「いま」でもなく「ここ」でもない言語の習得を目指したのに對し、「正名」では「いま」と「ここ」とが重視された。これは文學にもみられる傾向で同時代的現象と思われるが、儒者の間では「名分」との關連から「稱謂」が盛んに論じられた。この問題では、「いま」「ここ」を所與として日本の事象を漢文表記するにあたり適正な漢語語彙をめぐ

つて、日中雙方の事情を踏まえた議論が交わされた。そこには彼らの強い對外意識を見て取れるが、十八世紀末には日本人讀者のみを想定した漢文が出現し、「稱謂」の問題は失効する。とはいえ、十八世紀後半の半世紀ほどの期間「稱謂」が論じられ續けた背景には、徂徠學の影響があつた。この時期には徂徠批判者も徂徠學を經由した例が多く、彼らは「文」とともに「名分」を重視することで、徂徠學派と自分たちを區別し、同時に先行する朱子學者が「文」を輕んじた缺點を克服しようと試みたのである。この意味では、「正名」とは十八世紀前半に分裂の度を深めた「道德」と「文」の關係を再構築するものと言え、先行する議論を批判的に繼承するものであつた。

「稱謂」が效力を失つたのちに残つたものは、外部への意識を失つた漢文であるという見取りが正しいなら、そして前節終わりで述べたように、「名分」は「文」によつてむしろ解放された面があるという見方が正しいなら、これらこそが幕末へと影響したようにも思われるが、性急な判斷は慎むべきであらう。

5、結語に代えて——「正名」と政治

以上、「正名」について検討してきた。本稿で主張したことは以下のように要約できる。

「正名」とは從來明確に規定されていなかったが、本稿は「十八世紀半ば以降の日本において、徂徠學派への反發を前提に、道德的／政治的に正しい措字を主題とする議論」とすることを提唱した。これは無論一つの意見に過ぎないが、その有効性は本稿によつて示したつもりである。その特徴は措字に注目する點に認められ、これにより從來の學派間對立構圖は刷新され、徂徠學派すら含めた各學派が、是々非々で評價された。

「名分」もまた、先行する儒者たちへの批判を基礎としたうえで、社會秩序の維持という方向性と親和的な文字こそ正しいとした。この點は、彼らの朝幕關係論が兩者の協調を説く傾向にあつたこととも合致する。さらに、從來なら「名分」は論者自身の發言をも拘束することが多かったが、「正名」においては措字が問題であるため、そうした壓力を回避しながら政治體制を論じることが可能になっており、「文」が「名分」からの解放をもたらした面もあつた。

「稱謂」では徂徠の「文」と朱子學の「名分」を批判的に受け継ぎつつ、當時または過去の日本の事象を、儒者にとつての「いま」と「ここ」という立場からどのように記述すべきかが問題とされたが、この問題を成立させたのは漢語の日本の内外におけるズレであり、そこには國外への強い意識があった。しかし十八世紀末には、依然として漢語を使用していながらも、日本の外部に對する意識は薄れ、「稱謂」の問題も消滅していった。

筆者としてはこうした結論をふまえて幕末への影響を考えたいが、それだけの用意が現時點では整っていない。そこで最後に、「正名」と政治の關係について若干の補足をして終りたい。

本稿が對象とした限りで言えば、「正名」が後世の日本のナショナリズムに繋がるとの見解に、無條件に賛同することは難しい。先に「正名」の政治的穩健さを指摘したが、これと比較して藤田幽谷「正名論」はやや異質な印象をぬぐえない。そこでの主張は「執政」號を採用すべきとの一事に過ぎないとはいえず、明白に現狀に對して變革を求めているからである。やはり、既に梅澤秀夫の指摘があるように、いわゆる國體論に對する「正名」の影響は皆無ではないにせよ、慎重

に判斷されるべきであろう。

ただし本稿の考察の結果、當該期の「正名」は、従来の學派間對立とは異なる基準を提示し、社會秩序維持を基本線とし、政治を論じる可能性を開き、「いま」と「ここ」を重視し、日本の外部へと及ぶ想像力を失いつつあったことが明らかになった。つまり、學派間の意見對立が再編成されるその時期に、社會秩序の擁護が主張され、政治的言論の可能性がもたらされ、しかも他の國や地域と斷絶した「日本」という想像が強化されつつあったことになる。いずれも幕末の展開を考えるうえで重要な論點たりうるであろう。この成果を踏まえ、今後も研究を深めていきたい。

注

- (1) 梅澤秀夫「稱謂と正名」(『日本近世史論叢 下卷』尾藤正英先生還暦記念會編、吉川弘文館、一九八四年)、高橋章則「近世後期史學史と『逸史』」(『日本思想史學』十九、一九八七年)、秋元信英「近世後期の儒學と名分論」(『國學院女子短期大學紀要』六、一九八八年)、大川眞「近世王權論と「正名」の轉回史」(御茶の水書房、二〇一二年)、河合一樹「天和心と正名―本居宣長の學問觀と古代觀」(法政大學出版局、二〇二二年)など。

(2) 「子路曰、衛君待子而爲政、子將奚先。子曰、必也正名乎。

子路曰、有是哉、子之迂也、奚其正。子曰、野哉由也。君子於其所不知、蓋闕如也。名不正則言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、禮樂不興則刑罰不中、刑罰不中則民無所措手足。故君子、名之必可言也、言之必可行也。君子於其言、無所苟而已矣。」(『論語』子路)

(3) 河合注(1) 前掲書、二九五頁以下には「参考のため」と断つたうえで、関連文獻の一覧がある。修正すべき点もあるが、一つの指針になる。

(4) 河合注(1) 前掲書は言う。「近世の「正名」を巡る議論がどのようなものであったかということに關して統一的な見解を示すことは必ずしも容易ではない。……本書の立場から便宜的に整理すれば、①孔子の『春秋』編纂・學問の理念(『孟子』など)、②先王の命名(荻生徂徠など)、③「將軍」、「國王」などの政治秩序に關する問題(新井白石、藤田鳴谷など)、④文辭における地名・官命などの問題(淺見綱齋・留守希齋・猪飼敬所など)の四つに分けるのが便利であると思う。」(十七頁)。

(5) これは尾藤正英に端を發する。尾藤「正名論と名分論——南朝正統論の思想的性格をめぐって」(家永三郎教授東京教育大學退官記念論集刊行委員會編『近代日本の國家と思想』三省堂、一九七九年)を参照。また大川注(1) 前掲書は「本書で説明對象とするのは近世中後期の國家論」(十六頁)

十八世紀日本の「正名」(清水)

と述べ、會澤正志齋における「轉回」に言及する。

(6) 大川注(1) 前掲書は、新井白石が十八世紀後半以降の論にとり「否定的媒介」となったとする。これは検討に値する問題だが、本稿では深く立ち入らない。大川の研究は「國家論」を軸に白石から水戸學へと至る系譜を主題とするもので、「正名」を書名に冠するとはいえ、本稿とは議論の前提が大きく異なるからである。個人的には、白石は「正名」の盛り上がりに伴い再注目されたという印象がある。なお、大川は十八世紀末に「叫ばれる正名」と氏が命名する思想空間が成立したとし、かつそれらを「名分論と尊王(皇)論とが昂揚する契機」と見る(一六七頁)。

(7) 留守希齋、名は友信。垂加神道家の遊佐木齋の養子となるも、儒教の異姓養子否定を理由に出奔した件はよく知られる。また『語錄譯義』の著者としても名高い。出奔後は大阪にて教授した。三宅尚齋門下。平重道『近世日本思想史研究』(吉川弘文館、一九六九年)を参照。なお「稱呼辨正」の引用は「影印日本隨筆集成 第三輯」(汲古書院、一九七八年)による。「正名」との関係から同書に着目した研究は、河合注(1) 前掲書を参照。

(8) 注(7) 前掲『影印日本隨筆集成 第三輯』四八三頁。

(9) 鈴木貞齋については、拙稿「鈴木貞齋の闇齋・仁齋批判と「心」の主張について」(『日本思想史學』四十六、二〇一四年)、松川雅信「近世儒者の神代卷批判と「神道」「上古」(山

下久夫・齋藤英喜編『日本書紀一三〇〇年史を問う』思文閣出版、二〇二〇年）を参照。

(10) 注(7) 前掲『影印日本隨筆集成 第三輯』四七九頁。

(11) 河合注(1) 前掲書は「稱呼辨」を元祿十六年の作とする(六三頁、二九六頁)が、根據不明。恐らく、河合が依據した『淺見綱齋集』(國書刊行會、一九八九年)で、「稱呼辨」の次に収める「辨綱目以魏徵爲諫議大夫書法發明」の末に「元祿癸未」(四五五頁)とあることを「稱呼辨」の年次と誤認したのではないかと推測される。

(12) 河合注(1) 前掲書、六十二頁。

(13) 『淺見綱齋全集稿本 舞田敦編 上巻』(ぺりかん社、二〇二二年)二二三頁。

(14) 「辨伊藤維楨號仁齋」は『日本儒林叢書』論辨部に收録されるが、そちらでは執筆年次が「享保甲子之春」とあり、享保には甲子が存在しない點が問題であった。しかし『稱呼辨正』の引用では「享保庚子之春」とあり、こちらのほうが信頼に足る。

(15) 注(7) 前掲『影印日本隨筆集成 第三輯』五〇八頁以下。

(16) 同前、四八九頁。

(17) 同前、四七六頁。

(18) 『竹山國字牘』下(松村文海堂、一九一一年)十九丁裏。誤字は大坂大學懷德堂文庫藏『竹山國字牘』により訂正した。

(19) 菱川泰嶺と「正名」との關連については、梅澤注(1) 前

掲論文と高橋注(1) 前掲論文を参照。泰嶺は尾藤二洲との交流が深く、『正名緒言』の序は二洲が書き、泰嶺の子は二洲の教えを受け、泰嶺の墓碑銘もまた二洲の筆であった。こうした繋がりも大きいのだろう。

(20) 『日本經濟叢書』卷十六(日本經濟叢書刊行會、一九一五年)一三七頁。

(21) 注(7) 前掲『影印日本隨筆集成 第三輯』四七九頁。

(22) 同前、四七八頁。

(23) 『近世儒家文集集成 第十卷 靜寄軒集』(ぺりかん社、一九九一年)一三三頁。

(24) 『日本經濟叢書』十六卷(日本經濟叢書刊行會、一九一五年)二六七頁。

(25) 注(18) 前掲『竹山國字牘』下、二十一丁表。

(26) 注(20) 前掲『日本經濟叢書』卷十六、一一二頁。

(27) 注(18) 前掲大坂大學懷德堂文庫藏『竹山國字牘』。

(28) 「正名」が儒者のみならず國學者をも巻き込む議論であったことは高橋注(1) 前掲論文と河合注(1) 前掲書が明らかにしている。

(29) 「正名」での議論が性靈派と通じることは、既に梅澤注(1) 前掲論文が、いわゆる寛政朱子學派について指摘している(七十四頁)。梅澤は日野龍夫を援用しつつ、徂徠學派に代表される初期文人が、自身を社會では無用の存在としてつ虚構の世界に生きたとしたうえで、虚構の世界を構築する

手段としての古文辭的表現を否定する者が清新派に、無用の存在との自己規定に飽き足らなくなった者が寛政朱子學派に、それぞれなったとする。本稿とは視角が異なるものの、文學史の知見を應用して「正名」を理解しようとする方向性には、強く賛同する。ただし文學史の立場からは、道德からの自立に文學の成立を見えるという有力な圖式のために、「道德」の積極面が評價されにくい傾向があるようにも思われる。

(30) 大窪詩佛『詩聖堂詩話』卷一（茨城縣立歴史館藏刊本）十丁表。

- (31) 高橋注（1）前掲論文には「ここ（引用者注『日本外史』）には「稱謂」に過大な位置を付與するといった姿勢はないのである。竹山の議論からの發展を読み取ることが可能であろう。」（六十三頁）とある。秋元注（1）前掲論文も『日本外史』が「混亂を解消」し、「視點の純一性による明快な敘述」（一四六頁）で喜ばれたとする。黒田秀教「中井竹山に見る懷德堂の漢詩文―達意を軸として―」（『新しい漢字漢文化教育』六十八、二〇一九年）も参照。齋藤希史『漢文脈と近代日本』（角川ソフィア文庫、二〇一四年、初版二〇〇七年）が『日本外史』の役割を特筆していることも想起される。さらに言えば、十八世紀を「雅俗融和」と捉えた中野三敏の見取り圖（中野『十八世紀の江戸文藝』岩波書店、二〇一五年、初版一九九九年）もこの變化に符號するものを持つように思われる。

十八世紀日本の「正名」（清水）

- (32) 『中井竹山資料集 下』（ベリかん社、一九八九年）五九四頁。

- (33) 上記の二語について竹山は「國主ハ全ク俗稱」（同前注、五七〇頁）、「我邦ニ將軍ハ何モ漢史ニアツカルコトナシ」（同前、五七三頁）という。

- (34) ただし、竹山が漢文を書く際、常に對外意識を缺如していたということではない。

- (35) 『頼山陽全書 全集上』（頼山陽先生遺蹟顯彰會、一九三一年）「外史例言」三頁。

- (36) 黒田注（31）前掲論文、また拙稿「中井竹山の名分論について―他學派批判との關連を中心に―」（『アジア遊學』2006）書物のなかの近世國家・東アジア「一統志」の時代』勉強出版、二〇二一年）を参照。

- (37) 清水光明によれば、同年七月十四日に獻納されたという。

- 清水光明「近世日本の政治改革と知識人―中井竹山と「草茅危言」」（東京大學出版會、二〇二〇年）四〇三頁。

- (38) 猪飼敬所は詩文に疎かったとされ、相對的に徂徠からの影響が乏しいとみられるが、彼が嚴垣龍溪の、武家の職名は翻譯不要で、國內での呼稱を直書すれば足るという意見を賞賛しているのは興味深い。この點については秋元注（1）前掲論文一四〇頁を参照。ちなみに『操觚正名』で龍溪は、直書では「唐人」が誤解するとの批判に對し「儒者の文章は唐人の爲にして作るに非ざる也。」（『續日本儒林叢書』第二冊、

二〇頁）と言う。

- (39) 梅澤注(1) 前掲論文、秋元注(1) 前掲論文を参照。また辻本雅史『近世教育思想史の研究』(思文閣出版、一九九〇年)は、「正名」との關連が深い正學派朱子學が、徂徠學を否定的媒介として成立したと指摘した。

- (40) 『學問源流』(早稻田大學圖書館藏刊本) 二十五丁裏。

- (41) 拙稿「十八世紀前半の朱子學者について―徂徠以後の朱子學者―」(土田健次郎教授退職記念論集刊行委員會編『朱子學とその展開―土田健次郎教授退職記念論集―』汲古書院、二〇二〇年)を参照。

- (42) 作文會については頼祺一『近世後期朱子學派の研究』(溪水社、一九八六年) 一一七頁以下を参照。

- (43) 注(23) 前掲『近世儒家文集集成 第十卷 靜奇軒集』一三七頁。

- (44) 注(18) 前掲『竹山國字牘』下、一丁表。

- (45) 同前、上、十丁裏。

- (46) 『默識錄』(松雲堂、一九三三年) 卷五、一六丁裏。

- (47) 梅澤注(1) 前掲論文二〇〇頁以下。

〈キーワード〉正名、名分、稱謂、朱子學、荻生徂徠